

# 復興支援フォーラムニュース No.121

(URL <http://www5a.biglobe.ne.jp/~tkonno/FK-forum.html>)

<事務連絡先> 今野順夫 ([tkonno67@gmail.com](mailto:tkonno67@gmail.com))

=====

【第119回ふくしま復興支援フォーラム/2017年12月13日】

## 生業訴訟第一審判決について

—集団訴訟で何が明らかになりつつあるか—

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故被害弁護団

弁護士 渡邊 純

### 1 訴訟の概要

#### (1)訴訟の概要

原発事故当時、福島県及び隣接県（宮城、栃木、茨城）に居住していた住民ら約3800人が、居住地の空間放射線量を事故前（ $0.04\mu\text{Sv/h}$ ）に戻すこと（原状回復）と、原状回復がなされるまでの間、月5万円を支払うこと（慰謝料）を、国・東京電力に求めた訴訟。このほか、強制的避難者で期間が困難な者については、別途「ふるさと喪失慰謝料」2000万円を請求（40人）

原告のうち、強制的避難区域が約500人、自主的避難等対象区域約2800人、区域外（県南、会津、隣接県）約500人。ただし、請求内容については、ふるさと喪失慰謝料を除き、全員一律（慰謝料については明示の一部請求）

#### (2)なぜこのような請求をしたのか。

原状回復→被害の根源である放射性物質汚染を取り除き、元どおりの暮らしを取り戻したいという事故被害者の根源的要求にこたえること

慰謝料→中間指針に基づく線引きの矛盾や被害者の分断を乗り越え、地域指定や避難の有無等によらず、みんなが等しく被害を受けているという視点で団結し、加害者である国と東京電力の責任を追及していくこと

### 2 原発事故に関する国と東京電力の責任について

#### (1)国や東京電力の過失責任を問うことの意味

・国の責任→単に「国策として原発を推進してきた」という責任（社会的・道義的責任にとどまるのか、それとも自ら安全対策を怠ってきた責任（法的責任・過失責任）が認められるのか。

原発事故を受けて新たに作られた法律においては、たとえば「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」でも、「除染特措法」でも、「子ども被災者支援法」でも、「国は、これまで原子力

政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み」というような表現がされている。つまり、これは「国には事故についての落ち度はないが、原発を推進してきた道義的責任があるから」各種の支援をするということ。

・東京電力の責任→「想定外の津波で仕方なかった」「事故について過失はないが、原賠法で無過失でも賠償責任を負うので、国が定めた目安（中間指針等）に基づいて払います」…それで本当にいいのか？

→ 国と東京電力の過失を問うことは、賠償の点でも、元の環境を回復するという点でも、各種の支援を行わせるという点でも、その出発点を明らかにするとともに、責任の曖昧化を許さないという点、そして原発事故を二度と繰り返さないという点で、きわめて重要。

## (2) 今年3月からの一連の判決における責任認定

－「予見可能性」と「結果回避可能性」の2つのハードル

### ・前橋地裁判決（3月17日）

敷地高さを超える津波の襲来の可能性について、国も東電も予見できたとし、「想定外の巨大津波であり予見できなかった」との「想定外」論を退けた（予見可能性）

その上で、建屋の水密化などの対策を講じていれば事故は防げた（特に東電については、「経済的合理性を安全性に優先させた」として強く非難）とした（結果回避可能性）

→国についても、東電についても過失責任を認める。

### ・千葉地裁判決（9月22日）

敷地高さを超える津波到来の予見は可能であった（予見可能性）。

もっとも、その到来の可能性についての知見や予測精度には限界があったところ、「資金や人材は有限」なので、規制の内容などについては規制行政庁の専門的判断にゆだねられるべきであり、規制をしなかったことが著しく不合理とまでは言えない、また、津波を予見できたとしても、防護措置をとるには十分な時間がなかったとして、国の責任を否定（結果回避可能性）。

→ 予見可能性は認めた（第1ハードルをクリア）が、結果回避可能性を否定。

### ・生業訴訟（福島地裁）判決（10月10日）

2002（平成14）年の「長期評価」（東日本の太平洋沿岸部では、どこでも大津波が襲来する可能性があるとした）の想定に基づいてシミュレーションをすれば、敷地高さを超える津波が襲来することは予見できたとした（予見可能性）。

内部溢水事故等により得られていた知見などにに基づき、水密化などの対策を講じていれば、事故は回避できたとして、国と東京電力の過失を認めた（結果回避可能性）

### ・三地裁判決の到達点

判決のいずれも、最大の焦点であった「敷地高さを超える津波の襲来可能性」については、予見可能であると判断され、「想定外」との弁明は排斥された。

津波防護措置については、千葉は「資金や人材は有限」などとして否定したが、前橋・生業では、人命・安全が優先されるべきことを判断背景として、結果回避可能性も認め、国の責任を認めた。

→ 今後出される判決についても、すくなくとも津波の予見可能性を認める判断は定着するのではないか。結果回避可能性については、予見可能性をどの時点で認めるかによっても判断が分かれてくる可能性があるが、生業判決のように早い段階で予見できたとされれば、防護措置をとるために十分な時間があり、結果回避可能性が認められやすい。

### 3 原告の被害に関する主張の構築と立証

#### (1) 被侵害利益

原状回復と慰謝料請求の法的根拠となり得る法的利益として、「生命権・身体権に接続した平穏生活権」を主張。原発事故の被害実態から、被害の構造として、①生活環境の汚染（人間生活の土台の汚染）→②健康影響に対する強い不安→③避難をはじめとする被ばく回避措置→④現実の被害（各種被ばく回避措置による QOL の低下、生活環境の変化、人間関係の変化、生業や生きがいの喪失…etc.）という被害機序論（メカニズム）を指摘し、被害は人の生物的・社会的生存を可能ならしめるすべての分野に及んでいると主張し、慰謝料の被侵害利益としては、「平穏生活権」を含むものの、それよりも広く人の生物的・社会的生存全般に及ぶ権利として「包括的生活利益としての人格権」を主張（原賠研の研究成果に基づく）。

#### (2) チャンピオン立証（代表立証）を補う立体的被害立証

約 3800 人に及ぶ大規模訴訟であり、原告の居住地の範囲も広く、また原告は性別、年齢、職業、家族構成なども異なるほか、強制的避難者、区域外避難者、滞在者など、被害の現れ方もそれぞれ。そのような中で、被害立証については、居住地域、性別、年齢、家族構成、避難の有無等により細分化される各被害類型を広くカバーできるよう工夫して選定した 35 名の代表原告の尋問による立証。同時に、代表立証の不十分さを補うため、浜通り（強制避難区域内の原告居住地等）の検証、中通り（福島市内の保育園、果樹園、仮設住宅）の検証、世帯ごとのチェック方式陳述書の提出のほか、被害の実態と構造を明らかにするため、社会学者（中通りの母子についての継続的アンケート調査実施）の尋問、心理学者（人間のリスク認知のあり方から、こと原発事故に関しては人が強い恐怖心を抱く心理メカニズムがある）の尋問を実施。また、原発事故の被害が広く福島県内外の広い範囲に様々な影響を及ぼしていることを示すため、各種統計データや行政の調査結果等を含む膨大な書証を提出。被害の根源である放射性物質汚染については、原発事故直後から実施された航空機によるモニタリング調査などの結果を原告ら居住地に外挿した推定計算結果（(株)環境総合研究所）を提出して立証。

### 4 生業判決の損害認定について

#### (1) 総論（被侵害利益等）

「人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受任すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有している」「故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活が広く含まれる」とした。

→原告の主張とほぼ同様。およそ人の生活に関わる様々な利益を広くとらえ、被害に結びつけていく手法。

## (2) 各論（各地域ごとの損害判断）

### 強制的避難区域

→ 中間指針を上回る賠償をほとんど認めず。

### 「自主避難等対象区域」

→ 中間指針等による既払い額を上回る損害として、2011年3月・4月の2ヶ月について各8万円、合計16万円の慰謝料を認める。

### それ以外の区域

→ 県南地域（白河等）について、一律10万円の慰謝料を認める。

会津地域については、受忍限度を上回る損害はないとした。

福島県外についても、茨城県の一部に、1万円ではあるが慰謝料を認める。

## (3) 判決の評価について

賠償額については、率直に言って低すぎる。

ただし、通常の賠償事件で要求される原告各人についての個別の立証を経ず、原告一人一人の個別事情を考慮せずに、大人であれ子どもであれ、家族構成や職業などがどうであれ、たとえば「自主的避難等対象区域」（福島市、郡山市等）に住んでいれば、すでに中間指針等で支払われた賠償への上積みが認められたということになる。

→ 今後の賠償のあり方に一石を投じた。判決を受けて、新聞各紙はいずれも「この判決によって、中間指針等は見直しを迫られる」と報道した。国や東電も、他の訴訟と違って「あれは一人一人の個別事情に基づいた個別の判断です」という逃げ道をふさがれた。これは、「原告の多さ・代表立証・居住地のみの一律判断」という生業訴訟の訴訟組み立てと、その中で制約はあるが、緻密かつ立体的な被害立証を行ったことの成果。

## 5 今後の課題

### (1) 国と東電の過失責任を認める司法判断の定着

来年以降も、各地で被害者訴訟の判決が続く。その中で、過失責任を認める判断を定着させるべく、各弁護士が努力している。

### (2) 十分な賠償を認める判断

これについては、課題が多い。特に、すでにかかなりの金額が支払われている強制的避難者については、裁判所はかなり冷たい。また、避難せずに生活している被害者の被害は、表に出にくく、見えにくい。

### (3) 訴訟と運動との連動

司法判断だけでは、被害回復も地域の原状回復も十分にはなされない。訴訟と訴訟外の運動がそろってはじめて、新たな政策づくり（政治解決）につながっていくことは、過去の公害や薬害事件等の教訓。

以上

【資料】 <判決骨子>



## ＜第118回ふくしま復興支援フォーラムでのご意見等＞

2017年11月30日、福島市A O Zで、第118回ふくしま復興支援フォーラムを開催しました。

松井克浩氏（新潟大学教授）から、「新潟での広域避難者の現状と支援の課題」をテーマでご報告をいただきました。福島市民をはじめ33名の方々が参加し、活発な質疑応答がなされました。それとともに、会場受付に提出された文書によるご意見等は、以下の通りです。

参考のため、以下に掲載させていただきます。

~~~~~

★ 新潟の受け入れ対応の背景を知ることができました。「仏の大きな手」という合言葉、すばらしいですね。ありがとうございました。（M.K）

★ 支援していただくその現場の行政のつかんだ、実行したものを具体的に教えていただきました。避難している方の心の状態を、よく説明してもらいました。（K.S）

★ 心のケアセンターの活動がなぜ生かされないのか？感謝されることも多いのだが・・・  
「生活の次元」／「人生の次元」、考えてみたいことばと思った。（H.O）

★ 新潟県では、原発から30K以内の受け入れ方針とは驚きです。現場が従わなかったのは、別の意味で驚きです（うれしいです）。本当に困っている人を救うためには、そうでない人も救うかもしれないが大きな手で救い上げねば、という大きな心がありがたいです。避難が長期化することによる疲労、孤立感が健康をむしばんでいると感じます。「心身共に被災前に戻らないと生活再建とは言えない」とはその通りと思います。原発事故は、全てを失うことに近いと思います。7年近くも避難している方は、とっくに限界に達しているのではないのでしょうか？見捨てら

れている気がします。原発の専門家が、よってたかって推進のために都合の良いことをいうのが・・・。(S.S)

★ 自らの県内における豪雨災害、中越・中越沖地震等の経験の中から、東日本大震災・原発事故等による福島県からの避難者を官民による組織的・積極的な支援体制により、被災者・避難者を支援されている姿を紹介いただきまして、心より感謝しております。(私も、当時、新潟県庁勤務されていた研修同期の方から、避難の声をかけていただいたことがありました。)(K.F)

★ 災害等からの避難者支援はやり直しができないからこそ、経験をどう次に活かしていくのかが問われるのだと改めて思いました。ただ、その前提には支援で実現する“再建された生活”とはどのようなモノ・コトなのかを考えなくてはならないようにも思いました。難しいでしょうが・・・(M.K)

★ 忘れさせないように、いつまでも声を上げ続けましょう。被災者支援を果たしていくためにも。(Y.I)

★ 被災者・避難者の支援に対する新潟県と福島県の違いを改めて考えさせられました。巻町住民投票や2回の震災の教訓をしっかり蓄積しているため、原発政策に対する考え方も、新潟県の方が格上なのかなと感じました。(N.O)

★ 避難者を受入れている側からの支援の実情を聞くことができたので、さまざまな分断をつなぎ合わせる視点もうかがえたように思う。(H.S)

★ 未だに多くの自主避難者の皆さんが新潟で、避難生活を余儀なくされています。帰郷に対する不安・悩みを持たれている方も多いと聞きます。福島の情報がかちんと届いているのか心配

です。避難者への支援に感謝です。(S.C)

★ (1) #118 フォーラム開催有り難うございます。(2) 避難されている方の実態調査は、内容と共に、大変なことがよくわかりました。有難うございました。(3) 冒頭おっしゃられた心の復活(エンパワーメント?)は非常に重要だと思います。(4) 発災前にも我欲社会が知らんぷり社会となり問題となってきました。世論が無関心であってはならないと深く思います。(5) 今こそ、復興長期ビジョンを策定・至急スタートしないといけないと思いました。(T.S)

◆◆◆◆【会場カンパありがとうございました】◆◆◆◆

第118回ふくしま復興支援フォーラム（11月30日）の会場で、カンパ5,700円をお寄せいただき、ありがとうございました。ご報告とともに、御礼申し上げます。（今野）

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

【会計報告】（2017.12.11現在）

|      |                   |         |                     |         |
|------|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 「収入」 | 2017.11.7までの累計    | 87,456円 | （第2期（2016.10.27～）繰越 | 7,106円） |
|      | 会場カンパ(2017.11.30) | 5,700円  |                     |         |
|      | 計                 | 93,156円 |                     |         |

|      |                      |    |         |
|------|----------------------|----|---------|
| 「支出」 | 2017.11.10（会場費121まで） | 累計 | 63,580円 |
|      | 旅費一部補助（2017.11.30）   |    | 10,000円 |
|      | 郵送費                  |    | 2,160円  |
|      | 計                    |    | 75,740円 |

|           |            |         |
|-----------|------------|---------|
| 「残金（現在高）」 | 2017.11.29 | 17,416円 |
|-----------|------------|---------|

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

<予告> 第120回 「ふくしま復興支援フォーラム」

日時 2017年12月21日(木) 18時30分～20時30分

テーマ 「震災—見えない被害—思いをことばに託して」  
(震災から6年が過ぎたが、ふるさとを失った思いを詩に託して話したい)

報告者 二階堂 晃子 氏 (元教師、学校心理士)  
(詩集「悲しみの向こうへ」、「音たてて幸せがくるように」刊行  
福島県文学賞奨励賞受賞)

会場 福島市アクティブシニアセンター「AOZ(アオウゼ)」  
大活動室1 MAXふくしま4F(福島市曾根田町1-18)  
\*入場無料、予約不要